

岐阜県公報

第 二 千 三 十 三 号
平 成 二 十 一 年 三 月 二 十 四 日

(火曜日)

目次

規 則

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則

(情報産業課) 二〇四^{ページ}

告 示

知事が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示の一部改正

(法務・情報公開課) 二〇七

大垣市の区域内の町及び字の区域及び名称変更

(市町村課) 二〇七

瑞穂市の区域内の町及び字の区域及び名称変更

(同) 二〇七

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知

(治山課) 二〇八

道路の供用開始

(道路維持課) 二〇九

道路の区域変更

(同) 二一〇

岐阜県屋外広告物条例による地域、場所及び物件の指定に関する告示の一部改正

(都市政策課) 二二四

大垣都市計画公園事業計画の変更認可

(街路公園課) 二二五

岐阜都市計画下水道事業の変更認可

(下水道課) 二二五

羽島都市計画下水道事業の変更認可

(同) 二二五

保安林の指定予定

(可茂農林事務所) 二二六

同

(下呂農林事務所) 二二六

選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定等

(選挙管理委員会) 二二六

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請
争議行為の通知の公表

(環境生活政策課) 二二七
(労働雇用課) 二二七

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

(農地計画課) 二二七

県営土地改良事業の換地処分
基本測量の終了

(同) 二二八
(用地課) 二二八

公共測量の終了
開発行為の工事の完了

(同) 二二八
(建築指導課) 二二九

規則

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十五号

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則（平成八年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「技術開発室及びインキュベートルーム以外の使用に限り」を削り、同条第二項中「技術開発室」を「前項の規定にかかわらず、技術開発室」に改め、「インキュベートルーム」の下に「（以下「入居施設」という。）」を加え、「前項の申込書に入居協議書（別記第二号様式）を添付」を「入居施設利用申込書（別記第二号様式）を知事に提出」に改める。

第三条第二項中「別記第四号様式」を「別記第五号様式」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、入居施設の使用許可をしたときは、入居施設利用承認通知書（別記第四号様式）を申請者に交付するものとする。

第四条第一項中「別記第五号様式」を「別記第六号様式」に改める。

第五条中「別表第一」を「別表」に改める。

第六条中「別記第六号様式」を「別記第七号様式」に改める。

第七条第一項中「同条」を「次条」に改め、同項ただし書中「別記第七号様式」を「別記第八号様式」に改める。

第八条第一項中「期日までに」の下に「入居施設及び」を加え、同条第三項中「別記第八号様式」を「別記第九号様式」に改める。

第九条第一項第二号中「別記第九号様式」を「別記第十号様式」に改め、同条第二項及び第三項中「別記第十号様式」を「別記第十一号様式」に改める。

第十条から第十二条までを削り、第十三条を第十条とし、第十四条を第十一条とする。

第十五条中「（技術開発室及びインキュベートルーム以外の部分に限る。）」を削り、

同条を第十二条とし、第十六条を第十三条とする。
別記第一号様式中「技術開発室及びインキュベートルームの利用を認め、」を削る。
別記第二号様式を次のように改める。

第 2 号様式 (第 2 条関係)

入居施設利用申込書	
年 月 日	
岐阜県知事 様	
申込者 住所 氏名 印 (申込者が団体の場合) 団体名及び代表者名 <small>ふりがな</small> 担当者名 電話 ()	
次のとおり施設の利用を申し込みます。	
利用の目的	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用する施設名	技術開発室 第1希望 (m ²)
	技術開発室 第2希望 (m ²)
	インキュベートルーム 第1希望 (m ²)
	インキュベートルーム 第2希望 (m ²)
駐車台数	
入居予定者数	
備考	

- 添付書類
- 1 事業計画書
 - 2 入居者概要書
 - 3 会社経歴書 (個人の場合は履歴書)
 - 4 決算報告書 (最近3年間のもの。個人の場合は申告書等)
 - 5 商業登記簿謄本 (個人の場合は住民票)
 - 6 印鑑証明
 - 7 会社案内
 - 8 誓約書

- 注
- 1 不要の申請区分は、斜線を引いて抹消すること。
 - 2 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「指定管理者」とする。

別記第十一号様式から別記第十四号様式および別記第二十号様式を別記第十一号様式とし、別記第六号様式から別記第九号様式および別記第十号様式を別記第十一号様式とし、別記第五号様式を「利用承認通知書」とし、「利用承認通知書又は入居施設利用承認通知書」以外の「技術開発室及びインターネットの利用を除き、」を除き、別記第六号様式を別記第六号様式とする。

別記第四号様式を別記第五号様式とし、別記第三号様式の次に次の一様式を加える。

第 4 号 様 式 (第 3 条 関 係)

入居施設利用承認通知書

第 年 月 日

住 所
(団体は所在地)
氏 名
(団体は名称及び代表者名)

様

岐阜県知事

次のとおり施設の利用を承認します。

利用の目的	利用の期間		施設名称	面積 (㎡)	使用料の額 (円)
	年 月 日 から	年 月 日 まで			
承認内容及等					
利用上の注意					
備考					

注 指定管理者が交付する場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

附則
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第百八十五号

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示（平成七年岐阜県告示第百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十一年度を実施する試験から適用する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

別表三市町村立小中学校栄養職員採用試験の項を削る。

岐阜県告示第百八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、大垣市の区域内の町及び字の区域及び名称を変更した旨大垣市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する町の区域及び名称は次のとおりであつて、地番等は揭示場に揭示する。

新たに画する町	新たに画する町の区域に含まれる従前の町及び字
墨俣町さい川	墨俣町墨俣字中道東の一部、字中道西の一部、字水車の一部、字池西の一部、字長池の一部、墨俣町先入方字蛇池の一部、牛牧字林分の一部、字江字野畑の一部
墨俣町さい川堤外地	墨俣町墨俣字中道東の一部、字中道西の一部、字長池の一部、字西町の一部、字西殿町の一部、字東殿町の一部、字城之越の一部、祖父江字中島の一部、字堤外の一部

この処分は、犀川堤外地土地区画整理組合による犀川堤外地土地区画整理事業に係る換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 揭示場
県庁及び大垣市役所

二 揭示物
字界変更調書 その他必要な書類

三 揭示期間

平成二十一年三月二十四日から
同 年四月十四日まで

岐阜県告示第百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、瑞穂市の区域内の町及び字の区域及び名称を変更した旨瑞穂市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する町の区域及び名称は次のとおりであつて、地番等は揭示場に揭示する。

新たに画する町及び字	新たに画する町及び字の区域に含まれる従前の町及び字
犀川一丁目	牛牧字大牧の一部、字六反の一部、宝江字小銀畑の一部、字村東の一部
犀川二丁目	牛牧字大牧の一部、宝江字小銀畑の一部、字野畑の一部、字村東の一部、東結字川向の一部、字北浦の全部
犀川三丁目	牛牧字林分の一部、字大牧の一部、字六反の一部、宝江字小銀畑の一部、字野畑の一部
犀川四丁目	牛牧字林分の一部、字大牧の一部、宝江字野畑の一部、墨俣町先入方字蛇池の一部
犀川五丁目	牛牧字林分の一部、宝江字野畑の一部、墨俣町墨俣字中道の一部

部	牛牧字林分の一部、宝江字野畑の一部、墨俣町墨俣字水車の全部、字池西の全部、墨俣町先入方字蛇池の一部
犀川六丁目	牛牧字起証田の一部、字南川原の一部、字奥川原の一部、字林分の一部、字六反の一部、字門樋の一部、字丸池の一部、字堀込の一部、字宮下の一部、宝江字観音堂の一部、字古川の全部、字小銀畑の一部、字村内の一部、字村東の一部、祖父江字中島の一部、字堤外の一部、字蒲野西の一部、字北畑の一部、野白新田字扣畑の一部、字新田の一部、墨俣町墨俣字中道東の全部、字中道西の一部
祖父江字犀川	祖父江字中島の一部、字堤外の一部、字蒲野西の一部、字北畑の一部

この処分は、犀川堤外地土地区画整理組合による犀川堤外地土地区画整理事業に係る換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 揭示場

県庁及び瑞穂市役所

二 揭示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 揭示期間

平成二十一年三月二十四日から

同 年四月十四日まで

岐阜県告示第百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市国府町桐谷字馬留一二二五、字姫松一二二〇の三九、一二二三、国府町宮地字榎谷一八五六の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字馬留一二二五、字姫松一二二〇の三九、一二二三、字榎谷一八五六の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 高山市一之宮町字蔵柱六七二一三の一
 二 保安林として指定された目的
 水源のかん養
 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐は、択伐による。
 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一般 国道	道路 の種類	路線名	区	間	延 ル)メ ート長	供用開始 の 期日	備 考 (区域 決定の 又は 変更の 告示日 は、 ほかに 示す)
百五十七号		岐阜市北島七丁目二五番一 地先から			六九〇	平成 三・三・二四	平成 二九・二・九
同 市同 地先まで		七丁目一五番一六					

岐阜県告示第百九十一号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一般 国道	道路 の種類	路線名	区	間	延 ル)メ ート長	供用開始 の 期日	備 考 (区域 決定の 又は 変更の 告示日 は、 ほかに 示す)
四百十八号		山県市田栗字新道一八七番一 地先から			一〇九〇	平成 三・三・二四	平成 三・三・二八
同 市同 地先まで		字水棚一四六番七					

岐阜県告示第百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路 の種類	路線名	区	間	延 ル)メ ート長	供用開始 の 期日	備 考 (区域 決定の 又は 変更の 告示日 は、 ほかに 示す)

県道	大岐野卓線	岐州市大字正木字貴船二二四番地一地从先から 同市大字同字同 一一九八番地九	一三・〇	平成 二・三・二四	平成 一・九・一〇・三三
----	-------	--	------	--------------	-----------------

岐阜県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

県道	粟安野食線	岐阜市粟野西五丁目七四四番地先から 同市同 三丁目六三番の一地先まで	一三〇・四	平成 二・三・二四	平成 一・一〇・一五
----	-------	---------------------------------------	-------	--------------	---------------

岐阜県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

県道	美関濃線	区	間	区域の変更	敷地の幅員	延長	備考
				別後	前		
				一〇・〇	一〇・〇	一六〇・〇	
				三〇・〇	三〇・〇	一六〇・〇	

岐阜県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

県道	金関山線	関市神野字小作四七五番の七地先から 同市同 字大保木一五四二番の七地先まで	一〇七・三	平成 三・三・二四	平成 一・五・九・一
----	------	--	-------	--------------	---------------

岐阜県告示第百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
一般 国道	二百四十 八号	可児市今渡字金屋一七四 七番六地先から	A	一五〇 三〇	四六七〇	A、C、D、R は関係 図面に 表示す る。敷 地の区 分をい う。
		同 市同 字後路田三一 五番一地先まで	B	六〇 一八〇	五二一〇	
一般 国道	二百四十 八号	同 市同 字町一四六八 番一地先まで	前			岐阜県 土木整 備部一 用
		可児市今渡字町一四六八 番一地先から	C	三三 二四・五	四七〇〇	
一般 国道	二百四十 八号	美濃加茂市御門町字上畑 一二七九番一地先まで	D	二七〇 八四〇	六二一〇	D、R は関係 図面に 表示す る。敷 地の区 分をい う。
		美濃加茂市御門町二丁目 字赤池上三一四番一地先 まで	後 D	二七〇 八四〇	六二一〇	
一般 国道	二百四十 八号	可児市今渡字金屋一七四 七番六地先から	前			岐阜県 土木整 備部一 用
		美濃加茂市御門町二丁目 字赤池上三一四番一地先 まで	D	二七〇 八四〇	六二一〇	

岐阜県告示第百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	多治見 八百津 線	可児市瀬田字神崎二〇〇 〇番一地先から 同 市柿田字細池八八七 番地先まで	前	三二 六六	二〇〇	
			後	一六〇 三〇	一〇〇	

岐阜県告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
一般 国道						

県道			
今昔 渡刈線			
<p>可児市今渡字下畑九番三 地先から</p> <p>同 市同 字同 一一番 四地先まで</p> <p>可児市今渡字下畑九番二 地先から</p> <p>同 市同 字同 七番二 地先まで</p>	<p>可児市今渡字下畑三番一 〇地先から</p> <p>〇地先まで</p> <p>同 市同 字同 三番一 〇地先から</p> <p>同 市同 字同 七番二 地先から</p> <p>可児市今渡字下畑九番二 地先から</p> <p>同 市同 字同 五二番 一地先まで</p> <p>可児市今渡字下畑一七番 一地先から</p>		
後		前	
D	A	F	E
$\frac{19}{100} \sim \frac{33}{100}$	$\frac{7}{100} \sim \frac{7}{50}$	$\frac{38}{100} \sim \frac{10}{50}$	$\frac{10}{100} \sim \frac{46}{100}$
0.19	0.26	0.36	0.46
A B C D E F A B C A は及び 係図は及 に表示 する敷 地の区 分をい う。岐阜 県道土 岐道と 線重用 部重 終点の 変更			

道の種類	路線名	区間	区域変更 別前後	敷地の幅員 ルメートル	延長 ルメートル	備考
------	-----	----	-------------	----------------	-------------	----

岐阜県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第二百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

県道		恵那峡線	
同 市同 町字学頭二〇七番二地先まで		恵那市大井町字蓮華寺一 二一八番一地先から	恵那市大井町字蓮華寺一 二一八番一地先から
後	前	別後	区域 変更 前後
$\frac{9}{100} \sim \frac{20}{100}$	$\frac{13}{100} \sim \frac{16}{100}$	ルメートル	敷地の幅員 ルメートル
	一五・九	ルメートル	延長
			備考

岐阜県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第二百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		田口洞線	
後	前	五〇番一地从先まで	下呂市蛇之尾字丸尾山八五〇番五地从先から
六・九〇	五・八〇	三〇〇	三〇〇

県道	道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
田口洞線			下呂市蛇之尾字丸尾山八五一番一地从先から 同市同 字同 八五四番八地先まで	五・六	平成 三・三二四	平成 三・三一九

岐阜県告示第二百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百一十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	三百六十一号	高山市高根町上ケ洞字草ら 木ケ平一五一番一地从先から 同市同 町同 字ヒ ゲタ山七四番三地从先まで 同市同 町同 字ヒ 高山市高根町上ケ洞字草ら 木ケ平一五一番一地从先から 同市同 町同 字ヒ ゲタ山七四番三地从先まで	前 A 後 B	三・五 三・七〇 三・七〇	二・七〇・七〇 二・四・七 一・九四・五	A、B及びCに係る図面表示の区分を

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考		
県道		見国 座府線		区		別前後		敷地の幅員		延長		備考		
同 一八四二番一	同 市同 町同 町字水	高山市国府町八日町字馬	道一八四二番一	同 一八四二番一	同 市同 町同 町字水	高山市国府町八日町字馬	道一八四二番一	同 一八四二番一	同 市同 町同 町字水	同 一八四二番一	同 市同 町同 町字水	同 一八四二番一	同 市同 町同 町字水	
	後	前	後	前	別前後									
					員メイト									
					ルメイト									

岐阜県告示第二百四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		延長		供用開始		備考	
一般 国道	四百七十号	同 一市同 町同 町字水	同 一市同 町同 町字水	飛驒市神岡町麻生野字中野田	同 一市同 町同 町字水	同 一市同 町同 町字水	同 一市同 町同 町字水	平成 三・三二四	平成 三・三二四	決定区域の告知	変更年月日

岐阜県告示第二百五号

岐阜県屋外広告物条例による地域、場所及び物件の指定に関する告示（昭和五十四年岐阜県告示第二百二十四号）の一部を次のように改正し、平成二十一年三月二十四日から適用する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

第六号の表中	
東海北陸自動車道の予定路線 関市道八 十二号線	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点 関市下有知地内の関市道一 六十三号線との交点
地内の東海北陸 交点	上記区間の路線の周囲五百メートル未満の区域 関市道八
内 <small>の</small> 関市農道八 との交点	上記区間の路線に囲まれる区域 関市道八
十二号線 関市下有知地内の関市道一 六十三号線との交点	関市下有知地内の関市農道八 千二十八号線との交点

上記区間の路

線に囲まれる区域

に改める。

第九号を削る。

岐阜県告示第二百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により大垣都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

垂井町

二 都市計画事業の種類及び名称

平成十九年岐阜県告示第百六十二号

大垣都市計画公園事業 6・5・101号 朝倉公園

三 事業施行期間

昭和四十九年十二月二十日から

平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 不破郡垂井町宮代字西山田、字北山、字朝倉、字榊畑及び字若宮並び

に同町字野田地内

使用の部分 なし

岐阜県告示第二百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

岐阜市

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画下水道事業 岐阜市公共下水道

三 事業施行期間

昭和九年七月十七日から

平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により羽島都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

羽島市

二 都市計画事業の種類及び名称

羽島都市計画下水道事業 羽島市公共下水道

三 事業施行期間

平成二年十二月十八日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町赤河字西増田一五五五の一、字池田一六〇六の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐とする。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第二項の規定により告示する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町上呂字小瀬平一五〇三の三、一五〇三の六、一五〇三の七、二八八六

二八八七、二八八八（次の図に示す部分に限る。）、二八八九、二八九〇の一、二八九〇の二、二八九一から二八九九まで

〇の二、二八九一から二八九九まで

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐とする。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定し、及び所在地の変更があったので、その旨告示する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

1 指定する施設の名称

岐阜県	岐阜市	岐阜市	岐阜市
-----	-----	-----	-----

特別養護老人ホーム 瀬田の杜

可児市瀬田88番地

2 所在地の変更

施設 の 名 称	変 更 後	変 更 前
安江病院	岐阜市鏡島西2丁目4番14号	岐阜市西鏡島1丁目93番地
美濃市立美濃病院	美濃市中央4丁目3番地	美濃市2461
特別養護老人ホームとき陶生苑	土岐市駄知町1858番地の2	土岐市駄知町1798番地の2

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年三月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人自立を支援する会そら
- 三 代表者の氏名 河内 達樹
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市矢戸三五三番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害児、者に対して、健常者と同じように地域で暮らし働き、自分の将来に目標と希望を持って日常生活を当たり前に送ることができるように支援する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

争議行為の通知の公表

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、岐阜県民主医療機関連合会労働組合から労働条件の改善等の要求に關して争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の第四項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 争議行為の行われる日時 平成二十一年三月二十六日（木）午前九時以降四月末日まで
- 二 争議行為の行われる場所 みどり病院（所在地岐阜市）、すこやか診療所（同）、華陽診療所（同）、しずさと診療所（所在地大垣市）及びこがねだ診療所（所在地関市）の全職場
- 三 争議行為の概要 前項の職場において、保安要員を除き争議行為を実施する。

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を美濃加茂市長と協議したいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
山本上地区	美濃加茂市役所	平成二一・四・三・二四から 同 四・二一まで

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、

県営土地改良事業輸之内南部地区第三工区の換地処分を平成二十一年三月四日にしたので、同法第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業揖斐西部地区森山工区の換地処分を平成二十一年三月四日にしたので、同法第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業揖斐西部地区中島工区の換地処分を平成二十一年三月四日にしたので、同法第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業揖斐西部地区奥原工区の換地処分を平成二十一年三月六日にしたので、同法第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省 国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（ジオイド測量）

三 作業期間

平成二十年九月十日から

同 二十一年二月二十八日まで

四 作業地域

高山市、飛驒市及び大野郡白川村

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

大垣市

二 作業種類

公共測量（大垣市都市計画基本図修正等）

三 作業期間

四

平成十九年七月二十三日から
同二十年三月五日まで

作業地域
大垣市全域

開発行為の工事が完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
第三十六条第三項の規定により公示する。
平成二十一年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>開発許可（変更許可） 番号及び年月日</p> <p>岐阜県指令岐建築第九四 号の一四 平成二〇・九・四 （同岐建築第二六号の 一六） 同二一・一・一九</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる 地域の名称</p> <p>羽島市竹鼻町狐穴字真修寺八二七番、 八二八番一、八二八番二及び八四五番</p>	<p>公共施設の 種類</p> <p>道路</p>	<p>公共施設の 位置及び区 域</p> <p>開発登録簿 による</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>岐阜市金岡町五番地 イワタ建設株式会社 代表取締役 岩 田 克 弘</p>
<p>同岐建築第一〇四号 同二〇・一一・二二</p>	<p>本巣郡北方町加茂字大坪道下七四番一、 七四番三及び法定外公共物（道路）</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>羽島郡岐南町上印食八丁目九七番地 大丸開発株式会社 代表取締役 臼 井 泉</p>
<p>同岐建築第一〇四号の二 同二〇・一一・二〇</p>	<p>同 郡 同 町芝原西町一丁目五番三、 八番一、八番二及び九番</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>本巣郡北方町加茂一〇番地 堀伊木材株式会社 代表取締役 堀 徳 之</p>
<p>同西建築第五二号の七 同二〇・九・二二 同西建築第五四号の 二四 同二一・二・二四</p>	<p>養老郡養老町高田字初花二二九二番一 外一筆</p>	<p>道路 緑地 消防の用に 供する貯水 施設</p>	<p>同</p>	<p>福井県坂井市丸岡町下久米田三八 三三三 ケンキー株式会社 代表取締役 藤 永 賢 一</p>

平成二十一年三月二十四日印刷
平成二十一年三月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))